

守山市民活動手引書

もり・まつち

もりやまで何かしたい

すべての人へ

2

0

2

3

この手引書を
活用して**守山市**で
市民活動を
始めてみませんか。

- ☒ ボランティア
- ☒ 研修情報
- ☒ 公共施設情報
- ☒ 補助金情報

住みよいまちは、私たちの手で

私たちは、さまざまな社会変化の波の中で生活しています。社会のグローバル化や情報・科学技術の急速な進展、そして少子高齢化社会に伴い、生活環境も大きく変化しています。この変化の中で、私たちが求めるサービスも極めて個別化・多様化しています。

これまでのサービスは、主に行政と企業によって提供されてきました。しかし、時代が大きく変化し、公平・公正を原則とする行政の画一的なサービスや、効率を優先する企業のサービスだけでは、私たちを取り巻く様々な社会的課題に応えることは困難となっています。

私たちのさまざまな社会的課題に対処するためには、私たち自身による自主的、自発的な課題解決が求められます。私たちは生活の中で生じるさまざまな困りごとに対し、多くの人々の相互の助け合いで対処しています。私たちはサービスの受益者であるとともに、提供者でもあります。私たち一人ひとりの自主的、自発的なサービスの提供活動「市民活動」が、安全で安心できる住みよいまちを支えます。

コラム

自分の余暇の楽しみ探しが

まちづくりにつながることもありますよ

初めて、この冊子を手にとっていただいた方の中には、まちづくり活動、市民活動と言うと「まちの活性のために何か特別なことをしなければならない」と難しく考えてしまっている方もおられるかもしれませんね。けれど、まちづくりの入り口はもっと気軽に、「余暇を楽しむ仲間探し、場所探し」と考えてもらえたらいいなと思っています。

市が把握している市内の市民活動団体は令和5年6月現在で約270団体にのぼります。その分野は、ボランティア活動をはじめ、スポーツや文化活動など自らの楽しみを目的とした活動から、市民公益活動につながったものまで多岐にわたります。少しでも興味を持った活動、団体があれば一歩踏み出してみませんか。

はじめに

この本には…

・ 守山のまちの魅力

が詰まっています。

- ・ 地域の中で何かしたい人
- ・ 活動はまだこれからの人
- ・ 市民活動をしている人

ぜひ、読んでください。

市民活動への共感・希望が生まれて
みんなのまちへの想いが
より良い『守山の新時代』に
つながることを願っています。

目次

第1章 私たちのまち	1 ページ
------------	-------

第2章 活動を始めよう	3 ページ
-------------	-------

第3章 さまざまな活動の形	4 ページ
---------------	-------

- 1 活動の特徴
- 2 NPO法人とは
- 3 労働者協同組合法とは

第4章 市民活動を支援する組織	7 ページ
-----------------	-------

- 1 守山市社会福祉協議会
- 2 公民館
- 3 守山市民交流センター

第5章 身近なところで参加してみよう	12 ページ
--------------------	--------

- 1 ボランティアをする
- 2 研修を受ける
- 3 ボランティア登録する
- 4 メンバーとして活動する



第6章 施設情報	24 ページ
----------	--------

第7章 助成金情報	36 ページ
-----------	--------

第8章 活動の周知を支援してほしい	40 ページ
-------------------	--------

- 後援名義の使用
- 広報もりやま掲載
- 市公式イラスト等の利用

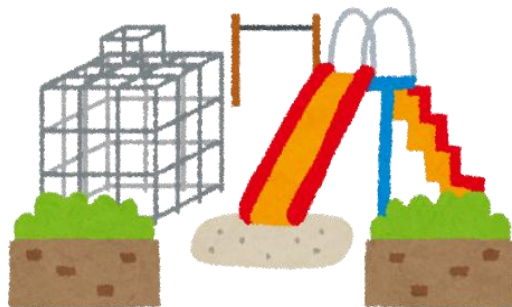
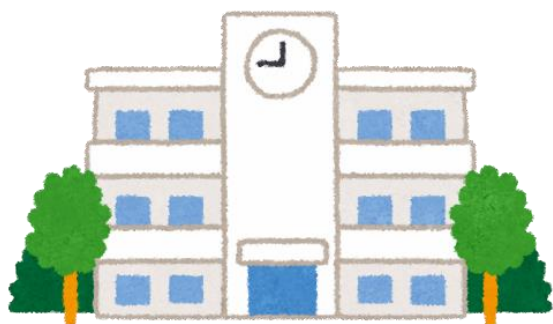
第1章 私たちのまち

守山市の様子

守山市は、駅前周辺の市街地でゲンジボタルが乱舞する美しい水環境、豊かな自然環境、そして琵琶湖や比良・比叡の山並みを望む素晴らしい景観をもつ田園都市です。また、都市機能など多彩な魅力を持ち、近年では京阪神エリアのベッドタウンとして、活気づいています。



住環境が整ったこともあり、1970年の市制施行時、約35,000人だった人口は85,704人（令和5年5月31日現在）にまで増加しています。



守山の主なイベントおよび見どころ

◆守山の奇祭

- * 勝部の火祭り（勝部神社）、浮気の火祭り（住吉神社）
県を代表する勇壮な火祭り 毎年1月の第2土曜日行われる
- * すし切り祭り（幸津川町）下新川神社
乳酸で発酵させた「ふなずし」を切る奇祭 毎年5月4日～5日

◆守山ほたるパーク&ウオーク 5月下旬～6月中旬

ゲンジボタルの群生地の復活に向けて

大正13年（1924年）12月9日 第一号天然記念物

◆ルシオール アート キッズフェスティバル

文化・芸術を体験できるイベント

◆もりやまエコフェスタ

環境について楽しく学べるイベント等

◆もりやま夏まつり

県下最大の歩行者天国 7月下旬

守山駅西口～銀座西交差点～中山道一帯

◆もりイチスタンプラリー

市内の名所を自転車で巡って、食と観光を楽しむイベント

ゴール地点では抽選会も開催

11月下旬 守山市内各所



◆花のまち守山

- ・ 菜の花畑 なぎさ公園 1月下旬～2月上旬
- ・ 桜 喜多の薄墨桜 3月中旬～3月下旬
笠原の桜 3月下旬～4月上旬
- ・ ハマヒルガオの群生地 今浜町美崎の湖岸 5月下旬～6月上旬頃
- ・ あじさい園 もりやま芦刈園 6月頃
- ・ キッズスマイル（小さめのひまわり）7月中旬～7月下旬頃
- ・ 近江妙蓮 天然記念物・市花 7月上旬～8月上旬頃
- ・ コスモス畑 今浜、新庄 10月頃
- ・ バラ バラの生産農家多数

◆もりやまいち

◆野洲川冒険大会

◆もりやま冬ホタル



第2章 活動を始めてみよう

私らしい「活動」をはじめよう！

活動との出会いも、関わり方もひとりひとりみんな違います。そして、あなたが今大事にしたいことも変化していき、「活動」も変化していくものです。あなたの市民活動を行う自発的な思いがより良い社会を作っていきます。



あなたは何をしたいですか？

- ・ **相談したい →7ページ**
市民活動について相談に対応する組織などの情報はこちら。
- ・ **参加したい →12ページ**
ボランティアに参加する、行政や企業、各種支援センター、NPOや地元団体が行う行事に参加する、などの情報はこちら。
- ・ **市内の施設情報を知りたい →24ページ**
会議やイベントなどで利用できる市内の施設の情報はこちら。
- ・ **助成金などを利用したい →36ページ**
行政・企業などが実施する助成金や、制度・企画に登録・申し込みする、などの情報はこちら。
- ・ **活動の周知を支援してほしい →40ページ**
市の広報紙への掲載や後援名義の使用、などの情報はこちら。

第3章 さまざまな活動の形

1 個人の活動と団体の活動

市民活動は、個人で行う場合もあれば、団体を作って行う場合もあります。活動を広く社会に広めたい、レベルアップさせたいと考えるなら、団体を作って活動すると効果的です。ここでは個人活動と団体活動について述べてみます。

(1) 個人

資金集め、広報、場所の確保、機材の用意などを一人で行う自発的な活動です。自分自身が主体にならなくとも、他所の活動に参加する、団体に加入する、イベントに参加する、資金、物品を寄附する、アンケートに答えるなどすべて自主的な行動です。

(2) 趣味の市民活動団体

趣味を楽しむ人の集まりです。例えば、同好会、クラブ活動、芸術、工作、スポーツのサークル活動、生涯学習の自主教室などです。

(3) 共益を目的とする市民活動団体

会員に共通する様々な問題や課題を解決する非営利の会員組織の団体です。活動資金は主に会員から徴収します。自治会、組合、協会、PTA、保護者会などです。

(4) 公益を目的とする市民活動団体

社会で生じている様々な問題（福祉、環境、まちづくり、教育など）に対して、「何とかしよう」「より良くしよう」と自発的、主体的に問題解決に向けて活動している非営利の会員組織の団体です。活動資金は、寄附金、事業収益などです。例えば、ボランティア活動団体、NPO法人などです。（NPO法人については次ページに説明があります）

2 NPO法人とは

(1) NPOとNPO法人の違いを知っていますか？

NPOは英語の Non Profit Organization を省略したもので日本語では非営利活動団体と言い、営利団体（企業）と対比して使います。非営利団体には、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、中間法人、共同組合、自治会・・・・なども含まれますが狭義では、各種ボランティア団体や市民活動団体を指します。

NPO（非営利活動団体）の中で特定非営利活動促進法により国、都道府県より認証を受けた団体をNPO法人（特定非営利活動法人）と呼んでいます。

(2) NPO法人（特定非営利活動法人）になると

団体として信用が高まり様々な契約を結べるほか、財産を保有・運営し組織としての安定が図りやすくなります。一方、NPO法人として活動するためには、法的ルールに従い運営、会計処理し、その他の責任も義務付けられます。

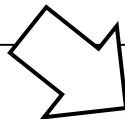
また、NPO法人の中で、組織体制・運営・活動が適正であり、公益に資しており一定の基準に適合していることが所轄庁に認められると『認定NPO法人』として認定されます。認定されると、寄附やお金の移動に対し税金の優遇措置が得られ、寄附を集めやすくなること、また資金力の強化に繋がります。

(3) 非営利活動とは

活動の目的や責務を成し遂げるためには、収入を得て、そこから経費を支払い、必要に応じてひとを雇い給料を支払ったりします。「Profit = 利益 = 売上から人件費や諸経費を引いた残り」の部分の部分を株主や役員に配分することなく、今後の事業や活動のために費やすことを言います。

NPO法人認証や認定NPO法人認定の制度内容、提出書類等は滋賀県ホームページ「協働ネットしが」

(<https://www.kyodoshiga.jp/>) に詳しく掲載されています。



3 労働者協同組合法とは

2022年10月1日、労働者協同組合法という新しい法律が施行されました。労働者協同組合は、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら事業に従事することを基本原理とする組織であり、地域みんなで意見を出し合って、助け合いながら地域の課題を解決していこうという、新しい法人制度です。

労働者協同組合により、介護、子育て、地域づくり関連など幅広い事業が行われることが考えられ、多様な事業分野で、新しい働き方を実現することができます

(1) 労働者協同組合法ってなに？

労働者協同組合法は、労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。

この法律では、労働者協同組合は、以下の基本原理に従い、持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行うことを目的とするよう定めています。

- ・組合員が出資すること
- ・その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- ・組合員が組合の行う事業に従事すること

(2) 労働者協同組合の主な特色

- ・地域における多様な需要に応じた事業ができる
- ・簡便に法人格を取得でき、契約などができる
- ・組合員は労働契約を締結する必要がある
- ・出資配当はできない
- ・都道府県知事による監督を受ける



労働者協同組合法の概要や組合設立までの流れ、申請に必要な書類等は滋賀県のホームページに詳しく掲載されています。



第4章 市民活動を支援する組織

1 守山市社会福祉協議会

守山市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的とした団体で、会費や共同募金等の皆さまのご協力による財源を基に、住民や各種団体等のお力添えをいただき、「誰もが住みよく安心して暮らせるまちづくり」を進めています。

地域福祉への理解・関心を高めるための出前講座や広報紙「もりやま社協だより」の発行等を行うほか、住民どうしの交流を深めるためのイベント機器・レクリエーション用品等の貸し出し等、市民活動の推進につながる事業も行っています。

主な事業

- ・募金（災害時の義援金、共同募金、日本赤十字社など）
- ・講座・研修（ボランティアの育成や関連講座・研修会の開催）
- ・団体支援（自治会による子育て・高齢者サロンの推進）
- ・ボランティア活動（個人、団体）の登録・紹介
- ・ボランティア活動に関わる各種相談 など

ボランティアセンターにご登録ください！

守山市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターでは、地域福祉の推進のため、ボランティア活動の登録や紹介、活動に関わる各種相談を行っており、市内で公益的な活動を行うグループや個人がセンターに登録いただいております。



現在、54の団体と15人の個人が登録されています。また、当センターでは、活動の拡充に向けた講座や研修の開催、活動場所の提供、登録グループへの活動資金の助成等を行っています。

社会福祉法人 守山市社会福祉協議会

〒524-0013 守山市下之郷三丁目2番5号（すこやかセンター2F）

☎ 077-583-2923 📠 077-582-1615

<http://www.moriyama-shakyo.or.jp>

■業務時間：8:30～17:15

■休業日：土日・祝日・年末年始

2 公民館

市内各7学区にあり、社会教育の地域の拠点として各種団体・機関等と協力しながら地域づくりに取り組んでいます。
その他にも、子育て支援事業や貸館事業など様々な業務をしています。（速野・中洲公民館には支所も併設されています。）お気軽にお立ち寄りください。

主な事業

- ・各種講座・学級（心豊かな生活づくりを目指した学習活動）
- ・自主教室

教養や生活文化の向上、技能の習得、仲間づくりを目的に、自主的にグループで学習活動を行っています。

令和5年度は53教室679名の方が、音楽やものづくりや体操など、いろいろな内容で楽しく活動しています。

まちづくりと社会教育

社会教育とは「学校」以外で広く「社会」において行われる教育活動のことを言います。自分が学んできたことを地域の方々に広めることで、よりよいまちを作っていこうとすることが、社会教育によるまちづくりです。

社会教育・文化振興課では、この社会教育の機能を活かし「まなび・よろこび・わかちあい」のスローガンのもと、人づくり、地域づくり、絆づくりに取り組んでいます。

社会教育・文化振興課 課長 横山 勇一

守山市社会教育・文化振興課

〒524-8585 守山市吉身二丁目5-22

☎ 077-582-1142 📠 077-581-2733

<http://www.city.moriyama.lg.jp/>

■業務時間：8:30～17:15 ■休業日：土日・祝日・年末年始

※各公民館の連絡先はP.25をご覧ください。

3 守山市民交流センター（さんさん守山）

守山市では、市民参加と協働のまちづくり条例に基づき、市民が主役のまちづくりを推進しています。令和3年4月からは市民交流センターの管理運営を市直営で行うこととなりました。これまで、市民交流センターが担ってきた、社会貢献や文化・スポーツ活動など、市民の広範囲で多様な活動を支援する施設運営に引き続き努めていきます。

当センターには、講座や文化活動の開催で利用できる「文化活動スペース」の他、コピー機、輪転機等を使用いただける「作業スペース」があります。また、市民活動やボランティア活動を行う団体および個人の方が会議や打ち合わせ等を行うために無料で利用できる「市民活動スペース」がありますのでぜひご利用ください。

主な事業

- ・市民活動スペース、文化活動スペースの貸館
- ・もりやま市民活動フェスタ（市民活動団体による発表や展示）
- ・市民参画事業の実施（市民懇談会、市民ワークショップ等）
- ・市民公益活動への助成（市民提案型まちづくり支援事業）
- ・市民参加と協働のまちづくりフォーラム
- ・ファシリテーター養成講座
- ・さんさんまちサポセミナー
- ・中間支援

地域の力

私たちの生活は、学区や自治会といった地域のみなさまをはじめ、様々な課題をなんとか解決しようとする人々による、様々な市民活動によって支えられています。また、それらが、複雑に交差することで地域の力は強く豊かになっていくと思いますので、今後も一人でも多くのみなさまからお知恵とお力をお借りし、これらを結集し市民の皆様と共にまちづくりを展開していきたいと思います。

市民協働課 課長 高田 利則

守山市民交流センター（市民協働課協働推進係）

〒524-0022 守山市守山二丁目16番45号

☎ 077-583-2975 📠 077-583-4654

http://www.city.moriyama.lg.jp/shiminkouryucenter/shiminkoryucenter_index.html

■開館時間：9：00～22：00／日・祝日 9：00～17：00

■休館日：毎月第3日曜日・年末年始

「もりやま市民活動フェスタ2023」

市民活動団体の活動展示や体験コーナー等を通じ、市民や市民活動団体間の新たな出会いや交流を図ることを目的とし、例年11月に守山市民交流センターを利用されている年間登録団体連絡協議会が開催してきた「さんさん守山文化祭」と市内で活動する市民活動団体が開催してきた「もりやま市民活動屋台村」を継続する中、令和3年度に2つのイベントを一体化させた「もりやま市民活動フェスタ」を今年度も開催予定です。

これまで市民活動に携わったことがない方にも、市民活動の楽しさや大切さを感じてもらえるよう、参加団体から成る“もりやま市民活動フェスタ実行委員会”の皆様が素晴らしいプログラムを企画していますので、ぜひ参加ください！

【開催日】令和5年11月18日（土）から19日（日）

【開催場所】守山市民交流センター



「さんさんまちサポセミナー」

まちづくりの担い手を“まちづくりサポーター（まちサポ）”と称し、皆さんが日ごろ活動の中で困っておられることや、苦手意識があってもなかなか取り組めていない分野について、その道に精通した講師をお招きして分かりやすく丁寧に説明いただきます。全8回の連続講座となりますが、興味のある講座だけを受講いただくこともできます。どなたでも無料で受講いただけますので、是非ご活用ください。（託児も可）

開催日	テーマおよび講師
第1回 (7/15)	「活動継続のためのZoom活用術」 講師：しがとせかい株式会社 代表取締役 中野龍馬さん
第2回 (8/19)	「9割の人が誤解しているSNS戦略」 講師：株式会社トリガーリンク 代表取締役 綿島光一さん
第3回 (9/2)	「デザインの幅が広がる！Canva使い方講座」 講師：Code For Kusatsu 奥村美佳さん
第4回 (10/14)	「団体運営をサポート！Google活用講座」 講師：市民協働課 職員
第5回 (12/9)	「コミュニティ通貨「ビワコ」でディープなまち歩き」 講師：滋賀県市町振興課 矢野浩輝さん 渡部直子さん
第6回 (1/27)	「ファシリテーター養成講座 基礎編」 講師：福知山公立大学地域経営学部 教授 谷口知弘さん
第7回 (2/9)	「ファシリテーター養成講座 オンライン編」 講師：しがNPOセンター 事務局長 西川実佐子さん
第8回 (3/9)	「新たな資金調達のカタチ クラウドファンディング」 講師：合同会社MediArt 代表社員 植田淳平さん

各回のセミナー概要およびお申込みは、
右のQRコードからご確認ください。



第5章 身近なところで参加してみよう

1 ボランティアをする

あなたが興味・関心のあるイベントにボランティアとして参加してみましょう。
参加することで新たな発見があるかもしれませんよ？

【行事名】	
【活動内容】	【問合せ】
1	子どもふれあい学級「ふれあいハイキング」(終了) 【日時】2023年5月27日(土) 【場所】水口こどもの森 【内容】市内の小学3年生から小学6年生対象のウォークラリー
	・子ども達のグループリーダーとして共に活動 守山市地域総合センター ☎ 585-4822
2	守山ほたるパーク&ウォーク(終了) 【日時】2023年5月21日(日)～28日(日) 【内容】ほたるを通して、川の環境を守ることの大切さを学ぶためのイベント
	・イベントの企画、実施 ・ほたるの飛翔調査 ・観賞者の誘導 ・案内(バスガイド含む) 守山ほたるパーク&ウォーク実行委員会 (認定NPO法人びわこ豊穰の郷内) ☎ 583-8686
3	赤野井湾再生プロジェクト 琵琶湖湖底ごみ除去活動 【日時】2023年6月24日(土) 【場所】赤野井湾一帯 【内容】主に湖底に沈んだプラスチック等のごみの除去作業を行う
	・琵琶湖の湖底ごみの除去作業等 赤野井湾再生プロジェクト (守山市環境政策課) ☎ 584-4691

	【行事名】	【活動内容】	【問合せ】
4	子どもふれあい学級「ふれあい秋バイキング」		
	【日時】 2023年10月15日（日） 【場所】 彦根市荒神山自然の家 【内容】 市内の小学3年生から小学6年生対象の野外活動		
	・子ども達のグループリーダーとして共に活動	守山市地域総合センター ☎ 585-4822	
5	守山市湖岸清掃運動		
	【日時】 2023年11月11日（土） 【場所】 木浜・赤野井湖岸周辺 【内容】 琵琶湖岸の清掃活動		
	・清掃作業	守山市環境政策課 ☎ 584-4691	
6	国際交流の広場		
	【日時】 2024年3月3日（日）（予定） 【場所】 守山市民交流センター 【内容】 外国籍住民と市民との交流イベント		
	・会場設営 ・運営補助	守山市国際交流協会 ☎ 583-4653	
7	としょかんかざり隊！		
	【日時】 2023年7月16日（日）、10月22日（日）、2024年2月18日（日） すべて午前10時から正午まで 【場所】 図書館 【内容】 折り紙などで図書館の装飾を作成		
	・折り紙など装飾物を作成し、図書館を飾る	守山市立図書館 ☎ 583-1639	

	【行事名】	
	【活動内容】	【問合せ】
8	赤野井湾・小津袋クリーン大作戦	
	【日時】2024年3月2日（土）予定 【場所】赤野井湾、小津袋 他 【内容】清掃作業と外来水生植物オオバナミズキンバイの除去作業	
9	・水際・船上からのごみ拾い ・オオバナミズキンバイの除去作業	認定NPO法人びわこ豊穰の郷 ☎ 583-8686
	モリヤマジュニアリポーター	
	【日時】・月一回編集会議 ・長期休み中に取材体験 【募集期間】年度初旬に広報もりやまにて募集 【対象者】市内在住の小学4～6年生で、取材や毎月第2水曜日午後5時30分からの編集会議などに参加できる人	
	・守山の隠れた魅力を取材し、広報もりやまで紹介する	守山市企画政策課広報係 ☎ 582-1164
10	ごみゼロ大作戦（終了）	
	【日時】2023年5月28日（日） 【場所】木浜湖岸周辺 【内容】湖岸周辺の清掃活動	
	・湖岸周辺の清掃活動	守山市ごみ減量推進課 ☎ 584-4692

ボランティア活動の心がまえ

①気負わず、無理せず、楽しく

自分の意思に基づく主体的な活動です。楽しく継続して活動できるようにしましょう。

②相手の気持ちになって

周囲の理解と協力を得ながら常に相手の気持ちを考え活動しましょう。

③誠心誠意

活動先での目的と機能を理解し、自分の役割や仕事を見つけ、活動しましょう。

④約束、秘密の厳守

どんな小さなことでも相手との約束を果たし、信頼関係を高め、プライバシーは、絶対に口外しないよう気をつけましょう。

⑤自身の向上

知識や技能を社会に役立てるため学習を怠らず、自分自身を高める努力をしましょう。

2 研修を受ける

活動をするうえで役に立つ知識や技術を身につけましょう。
活動の幅が広がりますよ。

	【研修名】 【研修内容】	【問合せ】
1	児童図書研究講座 【日時】 不定期 【場所】 守山市立図書館 【受講料】 無料	
	絵本や児童書について学ぶことで本を手にとることの楽しみを知ってもらう。 また、児童文化の環境向上に資する。	守山市立図書館 ☎ 583-1639
2	守山市手話奉仕員養成講座（基礎編） 【日時】 2023年6月15日～2023年12月7日までの毎週木曜日 【場所】 すこやかセンター 【受講料】 無料（テキスト代別途必要） 【対象者】 令和4年度実施の手話奉仕員養成講座（入門編）修了者 【定員】 20人	
	聴覚障害者の方の生活や関連する福祉制度について理解を深め、日常会話を行うために必要な手話表現を習得するための講座。	守山市障害福祉課 ☎ 582-1168
3	【日時】 2023年6月～2024年1月 午後1時半～午後4時半（全28回） 【場所】 県立聴覚障害者センター（草津市）、オンライン配信での受講も可 【受講料】 無料（教材費別3,760円必要） 【対象】 ・全課程を受講可能な18歳以上の県内在住または在勤の方 パソコンコースの場合： ・1分間に70文字程度入力できる方 ・ノートパソコンを持参できる方	
	県・市町が実施する要約筆記者派遣事業に協力できる要約筆記（手書き・パソコンコース）を学ぶ。	滋賀県立聴覚障害者センター ☎ 561-6111

	【研修名】 【研修内容】	【問合せ】
4	認知症サポーター養成講座	
	【日時】 2023年11月11日（土） 午前10時～午前11時半 【場所】 地域総合センター 【受講料】 無料 【その他】 10人以上のグループ（自治会、サークル、事業所等）を対象に、随時講座の開催を受け付けています。	
	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で、認知症の人や家族を温かく見守る応援者（認知症サポーター）を養成するための講座。	守山市 地域包括支援センター ☎ 581-0330
5	終活講座	
	【日時】 申込により日程調整します。 【場所】 申込により日程調整します。 【受講料】 無料	
	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、在宅医療・介護の連携や在宅看取り、エンディングノートについての知識を学ぶ講座。	守山市 在宅医療・介護連携 サポートセンター ☎ 581-0340
6	地域で守ろう高齢者の人権	
	【日時】 申込により日程調整します。 【場所】 申込により現地に伺います。 【受講料】 無料	
	・高齢者の人権を守る（認知症等） ・高齢者の虐待を防ぐために ・高齢者と介護者を地域で見守り支える	守山市地域包括支援センター ☎ 581-0330

	【研修名】	【研修内容】	【問合せ】
7	ファシリテーター養成講座 基礎編		
	【日時】 2024年1月27日（土） 【場所】 守山市民交流センター 【受講料】 無料 【定員】 30名	会話や話し合いにおいて、参加者から意見を 引き出し、進行するファシリテーションの基礎 について学ぶ講座。	守山市市民協働課 ☎ 582-1149
8	ファシリテーター養成講座 オンライン編		
	【日時】 2024年2月9日（金） 【場所】 守山市民交流センター、自宅等 【受講料】 無料 【定員】 30名	効率的かつスムーズな会議運営に欠かせない ファシリテーターの技術を実際にZoomを使用 したオンライン会議形式で学べる講座です。 オンライン会議で活用できるファシリテーター 技術を習得しましょう！ ※この講座はご自宅にてZoomを使用しオンラ イン形式で受けていただく講座です。	守山市市民協働課 ☎ 582-1149

3 ボランティアに登録する

知識や技術を活かしてボランティアとして登録しましょう。
あなたの活動の場が増えますよ。

	【事業名】 【活動内容】	【問合せ】
	公民館親子ほっとステーションサポーター	
1	・各公民館で運営されている、0歳から就学前までの子を持つ親や保護者の子育て支援交流活動を行う。 ・親子ほっとステーションでの遊びや相談などの運営サポートを行う。	守山市社会教育・文化振興課 ☎ 582-1142
	守山市スポーツ協会年間ボランティア	
	【対象】18歳以上の人	
2	スポーツ協会関連事業（市民総合体育大会、健康づくり守山21、市民スポーツ大会、MORIYAMA NEW YEAR駅伝大会など）でボランティアとして活動を行う。	守山市スポーツ協会事務局 ☎ 583-3113 （月・火は定休日）
	守山市ボランティア観光ガイド協会	
	【会費】年2,000円 初年度のみ年1,000円	
3	随時申し込みを受け付け、守山市内全域を要望に合わせて案内する。（市内観光名所や史跡の案内）	守山市ボランティア 観光ガイド協会事務局 （守山市商工観光課） ☎ 582-1131
	守山市緑の少年団	
	【対象】市内在住の小学3年生から小学6年生 【会費】年2,000円 別途、入団時に制服帽代1,000円 野外活動参加費例年1,000円程度	
4	緑を守り、育てる活動を通じて、自然やふるさとを愛する心と健全な心身を養い、お互いに力を合わせて社会のために役立つ活動を行う。 （緑の募金街頭啓発、公園花壇植え替え、野外キャンプ、野洲川体験学習など）	守山市土木管理課 ☎ 582-1134

【事業名】		【問合せ】	
【活動内容】			
5	本おなoshi講座		
	【日時】 2023年7月9日（日）、2024年1月18日（木） 【場所】 図書館 【受講料】 無料		
6	本等の修理方法について、図書館でボランティアとして活動する技術を習得するための講座。		守山市立図書館 ☎ 583-1639
	図書館 ボランティア養成講座		
7	【日時】 2024年 1月24日（水）1月31日（水） 2月7日（水）2月14日（水）3月8日（金） すべて午前10時30分から正午まで 【場所】 守山市立図書館 【受講料】 無料		
	絵本の読み聞かせ等、図書館でボランティアとして活動する技術を習得するための講座。		守山市立図書館 ☎ 583-1639
8	図書館サポート隊		
	【対象】 図書館に興味があり、図書館活動を支援することが可能な個人や団体。（個人：守山市在住・在勤・在学中で中学生以上の方／団体：会員の半数以上が守山市に在住・在勤・在学し、市内に活動の拠点を置く団体）		
9	下記のいずれか、または複数 (1) 講座・講習会・演奏会などの主催 (2) 本の修理 (3) 図書館利用に障害がある方へのサービス (4) 図書館主催行事等の補助 (5) 環境美化等 (6) 本の清掃等 (7) おはなしボランティア (8) としょかんかざり隊！ (9) 中高生サポーター		守山市立図書館 ☎ 583-1639
	守山ふれあい出前講座講師		
10	・体得している知識や技能を活かし、自治会、各種団体、グループ等の要望に応じて、メニューに沿った話や体験などの講座を行う。		生涯学習・教育支援センター ☎ 583-5558

【事業名】 【活動内容】		【問合せ】
守山市ボランティアセンター ボランティア登録(個人・団体)		
9	これまで培われた能力や技能を活かし、地域福祉活動の推進にあたり、ボランティアとして団体もしくは個人の活動を行う。 登録条件は以下のとおり。 ①営利目的とせず、金銭的な利益を得ないこと。 ②自発的かつ自立的に活動を展開していること。 ③趣味・技能取得のみのサークル活動でないこと。 ④政治活動または宗教活動を目的としないこと。 ⑤センターからの依頼による福祉活動へ積極的に協力し、連携が図れること。 ⑥市内での福祉活動を1年間に少なくとも1回以上実施すること。	守山市社会福祉協議会 ☎ 583-2923
外出支援ボランティア「はあ〜と」運転ボランティア		
10	・ 自宅から市内病院等への送迎を目的としたボランティア活動を行う（本会公用車使用）。 ・ 指定講習会の受講が必要。 （受講に必要な費用は本会負担） ・ 月1回の定例会があります。	守山市社会福祉協議会 ☎ 583-2923
生活支援ボランティア活動 ボランティア		
11	・ 高齢者等の日常生活の中での、ちょっとした困りごとの支援を目的としたボランティア活動を行う（例：庭の除草作業など）。 ・ 講習会受講の必要はありません。 ・ 月1回の定例会があります。	守山市社会福祉協議会 ☎ 583-2923
ファミリー・サポート・センター「まかせて会員・どっちも会員」		
12	・ 資格は問いません ・ 市内在住の方で送迎や託児など子育てを お手伝いしたい、積極的に援助ができる方 ・ センターが行う、講習会、交流会に ご参加ください。	守山市社会福祉協議会 （ファミリーサポート・センター事務局） ☎ 582-2220

【事業名】	
【活動内容】	【問合せ】
守山市災害ボランティアセンター 災害ボランティアコーディネーター	
13	・災害時に市から「守山市災害ボランティアセンター」の設置要請を受けて、市社協と協働によるセンター運営を行う。 ・平常時は、センターの設置・運営訓練、研修会、災害に関する理解促進を目的とした活動を行う。 ・講習会の受講の必要はありません。
	守山市社会福祉協議会 ☎ 583-2923
いきがい活動ポイント事業	
【対象】市内に住所を有する概ね65歳以上の人	
14	介護施設、障害者施設、幼稚園、保育園、小中学校などの登録された受入機関でボランティア活動を実施し、介護予防といきがいづくりを目的とする。また、ボランティア活動を実施した上でポイントが付与され、これを市内事業所の商品券などに換券または施設などへ寄付する。
	守山市社会福祉協議会 ☎ 583-2923

個別化・多様化するニーズ

子育ても一段落したし、地域のために何かしたいな！

ほたるが身近で飛んでいる環境をずっと残したいな！

家族の介護はどうしたらいいのかな？

何か自分らしい事をしたいな！

誰かパソコンの使い方を教えてくれないかな？

私たちの手で
サービスを提供しよう！

4 メンバーとして活動する

メンバーの一員となって、仲間と共に活動しましょう。
一緒に目標に向かって事業に取り組むことで、つながりが生まれますよ。

【事業名】		
【内容】		【問合せ】
1	もりやま☆こんにちワーク	
	【日時】 未定 【場所】 未定 【内容】 小学生対象の仕事やものづくりの体験イベント	
2	・ イベントの企画 ・ 運営補助	もりやま青年団 （守山市社会教育・文化振興課内） ☎ 582-1142
	あわてんぼうのサンタがおうちにやってきたあ〜！！	
	【日時】 未定 【場所】 応募のあった家庭など 【内容】 サンタが未就学児のいる家庭にプレゼント（保護者から預かった）を届ける	
3	・ 運営補助 ・ サンタやトナカイに扮してプレゼントを届ける	もりやま青年団 （守山市社会教育・文化振興課内） ☎ 582-1142
	二十歳のつどい実行委員会	
	【日時】 2024年1月8日（月・祝） 【対象】 2024年度に成人式を迎え、成人式の前日、当日に必ず出席できる人	
	市民ホールで行われる成人式典後に開催される「二十歳のつどい」の企画運営を行う。	守山市社会教育・文化振興課 ☎ 582-1142

	【事業名】 【内容】	【問合せ】
4	女性人材バンク	
	【対象】 守山市に在住または在勤する満20歳以上の女性で、市政に関心を持ち、本市の審議会等の委員として活躍する意欲のある人	
5	健康推進員	
	【対象】 ①健康づくりに関心があり、住居地の自治会・学区などにおいて活動できる人 ②養成講座を受講できる人	守山市人権政策課 ☎ 582-1116
	「私達の健康は私達の手で」をスローガンに地域全体の健康づくり活動に取り組むため、正しい知識の普及、サロンや教室、講座の開催などを行う。	守山市すこやか生活課 ☎ 581-0201

ほんのちょっと、いつもと行動を変えてみませんか？



第6章 施設情報

会議やイベントなど市民活動に活用いただける、市関係施設を紹介します。「公共施設予約システム」より申し込いただきますが、施設によって規定が異なるため事前に各施設にご確認ください。（公共施設予約システムについては、P35をご覧ください）

* ここで記載している（休日）とは土日、および祝日を意味します。

■生涯学習会館（エルセンター） 〒524-0041 守山市勝部三丁目9-1

☎583-5558

【開館時間：8:30～17:15 休館日：火曜日・祝日の翌日、年末年始】

施設使用料	9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～22:00
大会議室 全面（休日） [170人]	2,600円 (3,900円)	3,300円 (5,200円)	4,400円 (6,600円)
大会議室 半面（休日） [85人]	1,300円 (1,950円)	1,650円 (2,600円)	2,200円 (3,300円)
中会議室（休日） [30人]	520円 (790円)	660円 (920円)	790円 (1,100円)
ミーティングルーム1（休日） [15人]	260円 (390円)	260円 (390円)	390円 (520円)
ミーティングルーム2（休日） [20人]	260円 (390円)	390円 (520円)	520円 (660円)
学習室（休日） [26人]	1,000円 (1,400円)	1,300円 (1,800円)	1,600円 (2,400円)
活動交流室（休日） [20人]	260円 (390円)	390円 (520円)	390円 (660円)
小会議室（休日） [10人]	260円 (260円)	260円 (260円)	260円 (390円)
多目的室（休日） [50人]	920円 (1,400円)	1,100円 (1,700円)	1,500円 (2,000円)
多目的グラウンド（屋外） （休日）	580円 (790円)	790円 (1,000円)	—

* 冷暖房等は別途加算となります。

* 入場料やそれに類するものを徴収する場合は、別途加算となります。

* 使用につきましてはお問い合わせください。

* 施設や予約状況については、市ホームページでご覧いただけます。

■ 公民館 【開館時間：8:30～17:15 休館日：年末年始】

守山公民館 〒524-0013 守山市今宿二丁目5番15号 ☎583-5229
大会議室[80人]・図書室[20人]・和室[50人]・調理室（10人）

吉身公民館 〒524-0021 守山市吉身三丁目2番8号 ☎583-1650
大会議室[100人]・中会議室[40人]・小会議室[25人]・和室[40人]・調理室（10人）

小津公民館 〒524-0063 守山市欲賀町901-1 ☎585-3366
大会議室[80人]・会議室[50人]・和室[34人]・調理室（10人）・図書室[8人]

玉津公民館 〒524-0015 守山市矢島町3091 ☎585-4822
学習室1,2[各24人]・会議室1[50人]・和室[60人]・調理室（12人）・研修室[80人]

河西公民館 〒524-0011 守山市今市町160 ☎583-2792
和室[130人]・大会議室[60人]・小会議室[30人]・調理室（10人）

速野公民館 （11月まで）〒524-0104 守山市木浜町1826- 3 ☎585-3953
※速野会館増改修工事のため貸館停止
（11月以降）〒524-0102 守山市水保町2236 ☎585-3953

中洲公民館 〒524-0215 守山市幸津川町1043-5 ☎585-2004
大ホール[50人]・講習室[12人]・和室[50人]・調理室（8人）

北公民館 〒524-0103 守山市洲本町1353-2 ☎585-1004
【開館時間：8:30～17:15 休館日：火曜日・祝日の翌日、年末年始】
大ホール[100人]・会議室[15人]・和室[50人]

施設使用料	9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～22:00
平日 （休日）	490円 （1,200円）	720円 （1,600円）	1,800円 （1,800円）

- * 冷暖房・ガス使用等は別途加算となります。
- * 入場料やそれに類するものを徴収する場合は、別途加算となります。
- * 使用につきましては、各公民館に事前にお問い合わせください。
- * 施設や予約状況については、市ホームページでご覧いただけます。

■ もりやまエコパーク交流拠点施設

〒524-0216 守山市環境学習都市宣言記念公園1-1

[指定管理者：TAC・ナショナルメンテナンス共同事業体] ☎584-4692

【開館時間：9:00～22:00】

【休館日：月曜日(休日を除く)、年末年始、メンテナンス日】

1 多目的ホール（金額：1時間につき）

区分	午前	午後	夜間
	9:00～17:00まで		17:00～22:00まで
全面（休日）	660円（990円）		930円（1,300円）
半面（休日）	330円（490円）		460円（650円）

2 環境学習室

区分	午前	午後	夜間
	9:00～12:00まで	13:00～17:00まで	17:00～22:00まで
平日	750円	1,000円	1,250円
土曜日、日曜日 および祝日	1,110円	1,480円	1,850円

3 工作室

区分	午前	午後	夜間
	9:00～12:00まで	13:00～17:00まで	17:00～22:00まで
平日	750円	1,000円	1,250円
土曜日、日曜日 および祝日	1,110円	1,480円	1,850円

4 キッチンスペース（金額 1時間につき）

区分	9:00～22:00
平日	200円
土曜日、日曜日 および祝日	250円

* 営利に関する内容がある場合、湖南四市（守山・草津・栗東・野洲）以外の方が半数以上利用する場合は、利用料金が2倍になります。

* 湖南四市(守山・草津・栗東・野洲)の65歳以上の方、障がい者が構成者の半数以上の団体が利用の場合、料金が半額となります。

* 冷暖房を利用される場合は、料金に+30%が加算された金額が利用料金となります。

* 使用につきましては、事前にお問い合わせください。

* 詳しくは、もりやまエコパーク交流拠点施設のホームページでご覧いただけます。

■ 守山市駅前総合案内所

〒524-0037 守山市梅田町1番9号

〔指定管理者：守山商工会議所〕 ☎514-3765

【開所時間：7:30～19:30 休所日：年末年始】

施設使用料	7:30～19:30
市民交流フロア	無料

* 営利活動や宗教等に関する内容がある場合は、使用できません。

* 使用につきましては事前にお問い合わせください。

■ 守山駅前コミュニティホール

〒524-0037 守山市梅田町2番1号セルバ3階

〔指定管理者：守山商工会議所〕 ☎514-3765

【開館時間：9:00～21:30 休館日：年末年始】

施設使用料	9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:30
第1ホール[70人] (休日)	3,000円 (4,500円)	4,100円 (6,150円)	4,100円 (6,150円)
第2ホール[20人] (休日)	1,100円 (1,650円)	1,500円 (2,250円)	1,500円 (2,250円)
第3ホール[20人] (休日)	1,100円 (1,650円)	1,500円 (2,250円)	1,500円 (2,250円)

* 冷暖房費は別途加算となります。1時間につき100円。

* 営利に関わる内容がある場合は、使用料が2倍となります。

* 使用につきましては事前にお問い合わせください。

* 詳しくは、守山市駅前総合案内所ホームページでご覧いただけます。

■ 守山市歴史文化まちづくり館「守山宿・町家“うの家”」

〒524-0022 守山市守山一丁目10-2 ☎583-2366

【指定管理者：株式会社みらいもりやま21】

【開館時間：9:00～17:00（貸館は22:00まで）休館日：第1・第3火曜日、年末年始】

施設使用料	9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～22:00
南蔵 壹階[50人] (休日)	900円 (1,400円)	1,200円 (1,800円)	1,500円 (2,300円)
南蔵 貳階[10人] (休日)	200円 (300円)	300円 (450円)	400円 (600円)
南蔵 調理室[5人] (休日)	200円 (300円)	300円 (450円)	400円 (600円)
東蔵 [10人] (休日)	300円 (450円)	400円 (600円)	500円 (750円)
和室 [10人] (休日)	300円 (245円)	400円 (600円)	500円 (750円)

* 冷暖房費：1室…1時間100円

* 営利に関わる内容がある場合は、使用料が2倍となります。

* 使用につきましては事前にお問い合わせください。

* 詳しくは、「守山宿・町家“うの家”」のホームページで
ご覧いただけます。



■ 守山市中心市街地活性化交流プラザ「あまが池プラザ」

〒524-0041 守山市勝部一丁目13-1 ☎514-2505

【指定管理者：株式会社みらいもりやま21】

【開館時間：9:00～17:00（貸館は22:00まで）休館日：第1・第3火曜日、年末年始】

施設使用料	9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～22:00
いきいき活動ひろば [60人] (休日)	1,200円 (2,000円)	1,600円 (2,400円)	2,500円 (3,800円)
市民ギャラリー半面 [24人] (休日)	600円 (1,000円)	800円 (1,200円)	1,300円 (1,900円)
小会議室 [12人] (休日)	300円 (450円)	400円 (600円)	500円 (750円)

* 冷暖房費は別途加算となります。

* 営利に関わる内容がある場合は、使用料が2倍となります。

* 使用につきましては事前にお問い合わせください。

* 施設については、「あまが池プラザ」ホームページで
ご覧いただけます。



■ 下之郷史跡公園

〒524-0013 守山市下之郷一丁目12番8号

☎514-2511

【開館時間：9:00～17:00 休館日：火曜日(休日を除く)、祝日の翌日、年末年始】

施設使用料（1時間ごと）	9:00～12:00	13:00～17:00
多目的室1（休日）	160円（240円）	160円（240円）
多目的室2（休日）	160円（240円）	160円（240円）

* 冷暖房費は別途加算となります。

* 使用につきましては事前にお問い合わせください。

* 詳しくは、下之郷史跡公園のホームページでご覧いただけます。

■ 大庄屋諏訪家屋敷

〒524-0061 守山市赤野井町171番地1

【指定管理者：公益財団法人 守山市文化体育振興事業団】 ☎516-8160

【貸室時間：9:00～17:00 休館日：火曜日、火曜日が祝日の場合には翌日、年末年始】

貸室使用料	9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～22:00
主屋1・主屋2（休日）	750円 （1,200円）	1,000円 （1,500円）	1,300円 （1,900円）
書院・茶室（休日）	1,800円 （2,700円）	2,400円 （3,600円）	3,000円 （4,500円）

* 冷暖房費は別途加算となります。

* 使用につきましては事前にお問い合わせください。

* 書院は期間限定での貸出となります。（夜間を除く）

* 施設や予約状況については、大庄屋諏訪家屋敷のホームページでご覧いただけます。

■ 中山道街道文化交流館「筆忠」

〒524-0022 守山市守山一丁目8-14

【管理者：本町自治会】 ☎050-5516-7991

【開館時間：10:00～17:00 休館日：月・木（祝日は開館）】

施設使用料	10:00～17:00
【2人～15人】の部屋 2スペース	1年間登録料 1,000円 * 1年間（4月1日～翌年3月31日） * 1年間の登録で期間中何度でも使用可能

* 営利に関する内容がある場合は、使用できません。

* 使用につきましては事前にお問い合わせください。

* 施設については、市ホームページでご覧いただけます。

【開館時間：10:00～19:00】

【休館日：月曜日(休日を除く)、祝日の翌日、資料整理日（原則第1金曜日）、年末年始】

【本の森】 施設使用料	10:00～12:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:00～19:00
集会室全面 [48人] (休日)	1,000円 (1,600円)	1,000円 (1,500円)	1,000円 (1,500円)	1,000円 (1,600円)
集会室1 [24人] (休日)	500円 (800円)	500円 (750円)	500円 (750円)	500円 (800円)
集会室2 [24人] (休日)	500円 (800円)	500円 (750円)	500円 (750円)	500円 (800円)

* 営利に関する内容がある場合は、使用できません。

【開館時間：9:00～21:00 休館日：年末年始】

【つながる森】 【木もれび広場】 施設使用料	9:00～ 12:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
多目的室 [120人] (休日)	1,500円 (2,300円)	1,000円 (1,500円)	1,000円 (1,500円)	1,000円 (1,500円)	1,000円 (1,500円)
活動室 [24人] (休日)	750円 (1,200円)	500円 (750円)	500円 (750円)	500円 (750円)	500円 (750円)
スタジオ [10人] (休日)	900円 (1,350円)	600円 (900円)	600円 (900円)	600円 (900円)	600円 (900円)
ギャラリー (休日)	300円 (450円)	200円 (300円)	200円 (300円)	200円 (300円)	200円 (300円)

- * 営利に関する内容がある場合、他市（草津・栗東・野洲を除く）の方が半数以上の場合は、使用料が2倍になります。
- * 市内在住、在勤または在学の障害者、65歳以上、18歳以下の方が利用の場合は、使用料が半額になります。
- * 使用につきましては事前にお問い合わせください。
- * 詳しくは、守山市立図書館のホームページでご覧いただけます。
- * 冷暖房費は別途加算となります。



■ 守山市民ホール

〒524-0051 守山市三宅町125

【指定管理者：公益財団法人 守山市文化体育振興事業団】 ☎583-2532

【開館時間：9:00～17:00 休館日：火曜日、祝日の翌日、年末年始】

施設使用料	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:30
大ホール [1300人] (休日)	36,500円 (54,750円)	51,100円 (76,650円)	73,100円 (109,650円)
小ホール [300人] (休日)	7,200円 (10,800円)	9,600円 (14,400円)	14,500円 (21,750円)
練習室1[10人] (休日)	1,200円 (1,800円)	1,600円 (2,400円)	1,900円 (2,850円)
練習室2[18人] (休日)	1,200円 (1,800円)	1,600円 (2,400円)	1,900円 (2,850円)
リハーサル室[135人] (休日)	4,200円 (6,300円)	5,700円 (8,550円)	7,200円 (10,800円)
会議室 [16人] (休日)	1,700円 (2,550円)	2,400円 (3,600円)	2,900円 (4,350円)
学習室1[94人] (休日)	2,400円 (3,600円)	3,100円 (4,650円)	4,000円 (6,000円)
学習室2 [40人] (休日)	1,200円 (1,800円)	1,500円 (2,250円)	1,800円 (2,700円)
学習室3[30人] (休日)	840円 (1,260円)	1,000円 (1,500円)	1,300円 (1,950円)
調理実習室[24人] (休日)	1,900円 (2,850円)	2,600円 (3,900円)	3,300円 (4,950円)
工芸室[18人] (休日)	1,200円 (1,800円)	1,600円 (2,400円)	2,000円 (3,000円)
展示室 (休日)	4,100円 (6,150円)	5,600円 (8,400円)	6,900円 (10,350円)

* 冷暖房費は別途加算となります。

* 入場料やそれに類するものを徴収する場合は、別途加算となります。

* 使用につきましてはお問い合わせください。

* 施設や予約状況については、市民ホールのホームページでご覧いただけます。



■ 守山市民運動公園

〒524-0051 守山市三宅町100

【指定管理者：公益財団法人 守山市文化体育振興事業団】 ☎583-5354

【開館時間：9:00～17:00 休館日：火曜日、祝日の翌日、年末年始】

【市民体育館】 施設使用料（1時間につき）	9:00～17:00	17:00～22:00
大アリーナ 全面（休日）	1,600円（2,400円）	2,800円（4,200円）
大アリーナ 半面（休日）	800円（1,200円）	1,400円（2,100円）
多目的アリーナ 全面（休日）	1,000円（1,500円）	1,400円（2,000円）
多目的アリーナ 半面（休日）	500円（750円）	700円（1,000円）
弓道場[貸し切り]（休日）	600円（900円）	840円（1,200円）

* 冷暖房費は別途加算となります。

* 弓道場は個人利用料金もあります。

* 会議室・控室等、備品、照明等についてはお問い合わせください。

* 入場料やそれに類するものを徴収する場合は、別途加算となります。

* 使用につきましては事前にお問い合わせください。

【市民球場】施設使用料(1時間につき)	6:00～17:00
全面（休日）	2,200円（3,300円）
外野[人工芝]（休日）	1,500円（2,300円）

【市民スポーツ広場】 施設使用料[3コーナー]	6:00～18:00 (1時間につき)	18:00～21:00 (3時間)
1コーナー（休日）	140円（190円）	2,200円（3,300円）

* 18:00～21:00の料金には照明の使用料金も含んでいます。

【ソフトボール場】 施設使用料	6:00～18:00 (1時間につき)	18:00～21:00 (3時間)
全面（休日）	340円（490円）	3,700円（5,600円）

* 18:00～21:00の料金には照明の使用料金も含んでいます。

【運動公園テニスコート】 施設使用料[人工芝8コート]	6:00～21:00 (夜間照明使用なし)	6:00～21:00 (夜間照明使用あり)
1コート1時間利用（休日）	660円（990円）	1,100円（1,400円）

【守山町公園テニスコート】 施設使用料[人工芝2コート]	6:00～18:00 (1時間につき)	18:00～21:00 (3時間)
1コート（休日）	500円（750円）	2,100円（3,150円）

* 18:00～21:00の料金には照明の使用料金も含んでいます。

【野洲川立入河川公園】 施設使用料(1時間につき)	9:00～17:00
芝生広場[サッカー専用]（休日）	180円 （260円）
クレイ広場 （休日）	130円 （180円）

【守山市民運動公園施設について】

- * 利用者が市外区分の場合は、利用料金が変わります。
- * 入場料やそれに類するものを徴収する場合は、別途加算となります。
- * 使用につきましては事前にお問い合わせください。
- * 施設や予約状況については、市民運動公園のホームページでご覧いただけます。

■野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）

〒524-0212 守山市服部町2439 ☎584-3366

[指定管理者：公益財団法人 守山市文化体育振興事業団]

【開館時間：9:00～17:00 休館日：火曜日、祝日の翌日、年末年始】

【人工芝A・Bコート】 施設使用料（1時間につき）	9:00～22:00 (5月1日～9月30日は7:00～22:00)
1コート （休日）	4,400円 （6,600円）
3/4面 （休日）	3,850円 （5,770円）
1/2面 （休日）	3,300円 （4,950円）
1/4面 （休日）	2,200円 （3,300円）

【天然芝Cコート】 施設使用料（休日のみ）	9:00～17:00
2時間30分まで （休日）	14,500円 （21,750円）
5時間まで （休日）	29,000円 （43,500円）
全日 （休日）	43,500円 （65,250円）

- * 利用者が市外区分の場合は、申請可能な月日が変わります。
- * 照明、クラブハウス、備品等についてはお問い合わせください。
- * 生徒、障害者等の使用については別途料金となります。
- * 入場料やそれに類するものを徴収する場合は、別途加算となります。
- * 使用につきましてはお問い合わせください。
- * 施設や予約状況については、ビッグレイクのホームページでご覧いただけます。

■ 守山市民交流センター

〒524-0022 守山市守山二丁目16-45

☎583-2975

【開館時間：9:00～22:00（日・祝日：～17:00）休館日：毎月第3日曜日、年末年始】

※夜間の貸館利用がない場合、19:00に閉館します

文化活動スペース	9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～22:00
多目的ホール 全面 [240人]	2,600円	3,900円	6,000円
多目的ホール 半面 [120人]	1,300円	1,950円	3,000円
研修室1 [24人]	450円	660円	1,700円
研修室2 [24人]	450円	660円	1,700円
会議室 [24人]	450円	660円	1,700円
和室1 [24人]	450円	660円	1,700円
和室2 [20人]	450円	660円	1,700円

* 冷暖房費は別途加算となります。

* 営利を目的とする活動または宗教活動もしくは、政治活動に該当する活動がある場合は、使用できません。

* 使用につきましては事前にお問い合わせください。

* 詳しくは、守山市民交流センターのホームページでご覧いただけます。

市民活動スペース	9:00～22:00
ミーティング室 【6人】	無料
サロンルーム（4区画） 簡易パーティションで仕切ってます。 【1区画10人/全面使用時64人】	無料
交流室 【20人】	無料

* 市民活動やボランティア活動を行う団体または個人が、打合せやサロン等に使用可。

* 使用につきましては条件がありますので、事前にお問い合わせください。

* 詳しくは、守山市民交流センターのホームページでご覧いただけます。

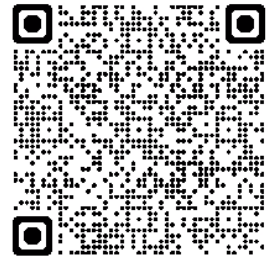
備品使用料	金額	印刷（輪転機）・コピー	金額
移動ステージ （要組立て）	1回 1,200円	マスター（製版）	1回 100円
ワイヤレスアンプ	1回 360円	印刷（用紙持ち込みあり）	1枚 2円
プロジェクター	1回 500円	印刷（用紙持ち込みなし）	1枚 3円
スクリーン	1回 500円	カラーコピー	1枚 50円
		白黒コピー	1枚 10円

■ 公共施設予約システムについて

スポーツ施設や公民館などにおいて、利用者の利便性向上や申込時の混雑緩和、密集回避のため、パソコンやスマートフォン等から空き状況の確認や予約ができる「公共施設予約システム」を導入しています（一部施設を除く）。

公共施設予約システムのご利用には、あらかじめ利用者登録をしていただく必要がございます。守山市ホームページにあるバナーもしくは、下記QRコードからアクセスいただけます。初回利用時には本人確認等が必要となる場合がございますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

<公共施設予約システム>



第7章 助成金情報

■ 守山市市民提案型まちづくり支援事業助成金

市民公益活動団体が自主的、自発的に取り組むまちづくり活動を支援しています。応募団体からのまちづくり活動の提案を審査のうえ、採択し、活動に必要な経費を各事業区分の設定金額に応じて助成します。

詳しくは募集要項をご覧ください。

右のQRコードからご覧いただけます。



区分	チャレンジ応援事業	地域貢献事業	自立事業化前提型事業
対象事業	市民公益活動団体が自由なテーマで提案した社会的または地域的な課題の解決に資する事業	市民公益活動団体のもつ知識や経験を活かし、自立した活動を展開することで社会的または地域的な課題の解決に資する事業	市民公益活動団体が、地域が抱える課題をビジネスの手法（サービスの受け手から対価を徴収する方法）により解決する事業
助成金額	上限 3 万円 (補助率 10/10)	上限 15 万円 (補助率 10/10) ※事業収入がある場合は、助成対象経費の合計額から差し引く	上限 50 万円 (補助率 10/10) ※事業収入がある場合は、助成対象経費の合計額から差し引く
交付条件	同一事業への交付は 3 回限り ※同一団体への交付回数に制限なし	同一団体への交付は 3 回限り ※H25 年度までの「自由提案型事業」	同一団体への交付は 1 回限り
審査	書類審査	書類審査および公開プレゼンテーション (事業説明・質疑応答)	

* チャレンジ応援事業は、令和 5 年11月17日（金）まで募集受付中

* 公開プレゼンテーション

- ・ 日 時：令和 5 年 6 月11日（日）
- ・ 場 所：市民交流センター サロンルーム



■採択団体および事業概要

令和5年度は以下の12団体が市民提案型まちづくり支援事業に採択されました。

(令和5年6月22日現在)

	団体名および事業名	事業概要
◎チャレンジ応援事業		
1	エイブラハム林間学校 【子どもと高齢者をつなぐ「元気・チャレンジファーム」事業】	少子高齢化が進む本市のコミュニティで、遊休畑地の活用による農業体験を通して活発な子どもたちの活動と元気な高齢者の知恵をつなぐことにより、健康で持続可能なコミュニティの形成を促進するため、以下の目的を以て「元気・チャレンジファーム」を運営する。この取り組みを契機として市内各地域の同様の趣旨の取り組みが展開されるためのモデル事業とする。 ①地域の子どもが保護者や高齢者と共に野菜や花等商物の栽培を通して自然に親しむことにより、地域への愛情を育み、子どもたちの健全育成を図る。 ②高齢者が地域の子どもや保護者とともに野菜や花の栽培を通して交流を行うことにより、健康で活動的な生活を送る。
2	立入農活くらぶ 【田んぼや畑で農業体験、地元の小さな畑を地域で活用】	私たちの地域では畑や田んぼが住宅に変わってしまいました。わずかに残った畑や田んぼを地域や学校で活用し、交流の場として楽しんでいただきたいと考えています。
3	若者自立支援ボランティアgroup「レリーフ」 【ひきこもりがちな方々を支援する親の会事業】	社会参加を模索しつつひきこもりがちな方々に対して、家族は何ができるのか、どのように接することが大切なのか等を知り実践する機会を持つ。親の会、情報交換、家族学習会、後援会参加、ほかの居場所見学などを行う。
◎地域貢献事業		
1	もりやまこども日本語学習クラブ 【日本語指導が必要な外国にルーツを持つこども達の学習支援事業】	月に3回（土曜日の午前2時間を予定）、日本語指導が必要な外国にルーツを持つ小中学生を中心とした子どもを対象に学習会を開き、学習支援サポーターが子ども達の持ち寄った課題・宿題を支援する。会の中では、ゲーム・かるたなど、子ども達がより日本や日本語に親しみを感じられる活動も併せて実施する。 また年に2～3回、一般の子ども達も対象として、書道や日本語を使った各種ゲームを内容とするイベントを実施し、外国語ルーツの子ども達と一般の子ども達が一緒に楽しむと共に市民の方々に本事業を広く知っていただく機会とする。
2	守山市自転車競技連盟 【市内小学6年生を対象とした「自転車通学デビュー直前 自転車教室」開催による人・自転車・自動車共存できるまちづくり事業】	昨年、特定非営利活動法人きれいなおうみを作ろうの会と協働で同事業を実施しました。 今年度、守山市自転車競技連盟が事業継承して継続実施します。 近年、子どもの自転車による退陣事故が増加傾向にあり、保護者が多額の賠償金を支払うケースが出てきています。 本事業は、昨年実施した事業の中で市内6年生を対象の「自転車通学デビュー直前 自転車教室」を開催し、交通法規をわかりやすく説明・実践することで、通学途上の子ども達が加害者になることがないよう、人・自転車・自動車が共存できるまちづくりを目指します。

3	おうみ子ども・若者未来のタネプロジェクト 【学校に行きづらい子どもたちのための育ちと学びのサポートブック（湖南圏域エリア版 守山市・草津市・栗東市・野洲市）の作成及び普及啓発事業】	・守山市他、湖南圏域（草津市・栗東市・野洲市）にある不登校の児童生徒、ひきこもりの子ども・若者を対象に支援している民間団体等取材する。 ・取材した団体等の活動内容や代表者の思いをまとめ、冊子化する。 ・啓発イベントにて冊子を広報したり、必要な方に届けたりする。
4	ベジメイト（もりやま女性の健康づくりプロジェクト実行委員会） 【女性の健康をテーマとした意識調査ときっかけづくり事業】	年代やライフステージによって異なる女性特有の健康課題についての意識や実態調査をWEBアンケート&ヒアリングで実施し、その結果を基に守山市内で「健康づくり」をテーマとした講座・勉強会等を開催。
5	Bochibochisloth 【子どもの五感を刺激し、親子で楽しむことができるアート活動】	内容：感触遊びや造形遊び、子どもだけでもしくは親子でできるハンドメイドのワークショップを企画・運営する。 対象：子ども・親子、ハンドメイドが好きな人を中心とする 開催頻度：月1～2回 活動場所：主に守山市を中心とした滋賀県内
6	オムスビの会 【オムスビの会 親子開放事業】	「飲食ができる児童館」を目指して、自然農法米のおむすびとみそ汁を基本にして、安心安全な食材で作った食を遊び場を提供する。
7	手しごとの会 【子育て世代の交流と支え合い活動「くつろぎひろば」】	子育て中の母親を中心に、お茶を飲みながらゆっくりしたり、簡単な手しごとをしたりしながら、母親同士のコミュニケーションと癒しの場であったり、子ども同士の成長の場としても活用してもらう。母子で楽しみながら絆を深めるワークショップや、母親が子育てに前向きに、笑顔で毎日を過ごせるような講座などの企画・開催を行う。
8	環境保護団体 あちゃはぴ 【ごみ削減、生ごみをダンボールコンポストで堆肥化して利用する事業】	一般家庭から出る焼却ゴミの4割を生ごみが占めています。この生ごみを減らすことで焼却ごみを大きく減らすことが出来ます。有効手段としてダンボールコンポストで生ごみを堆肥にして活用する方法を考えています。ダンボールコンポストの講習会、材料購入の助成、利用状況のモニタリングを行い、ごみ問題を含む環境問題に多くの方に関心を持っていただくことを目的とする。
◎自立事業化前提型事業		
1	しが縁結びプロジェクト 【結婚前の若者コミュニティづくり】	・出会いで結婚を望む若者を対象とした婚活イベントを対面とオンラインの両方で実施 ・結婚前の男女のコミュニティ形成

■市民協働課 ☎ 582-1149 📠 583-4654

■その他の助成金

市民活動団体の活動資金を支援するため、さまざまな助成金があります。「淡海ネットワークセンター（大津市）」では、各機関の助成金の情報を取りまとめて掲載されています。



＜淡海ネットワークセンター＞

■「豊かな市民活動のまち応援事業」

地域活性化や地域課題の解決を目的に、本市のふるさと納税を活用して市民団体などが自主的・継続的に取り組む事業を支援します。

この制度は、応募のあった団体の事業について、公益性や発展性などを外部委員会により審査のうえ、本市のふるさと納税活用団体として認定を行い、団体を指定したふるさと農材の寄付があった場合、寄付金額から返礼品や事務費などの経費を差し引いた金額（寄付額の50%）を補助金として交付します。

令和4年度認定団体

- ・子育て助け合いワーカーズたすき星
- ・認定NPO法人びわこ豊穰の郷
- ・オムスビの会

下記のふるさと納税ポータルサイトからご寄附いただけます。
市内で積極的に活動される認定団体に温かいご支援をお願いします！

＜ふるさとチョイス＞



＜楽天ふるさと納税＞



＜ふるなび＞



* ふるさと納税とは、生まれた故郷や応援したい自治体に寄附ができる制度です。手続きをすると、寄附金のうち2,000円を超える部分については所得税の還付、住民税の控除が受けられます。寄附金の使い道を指定でき、地域の名産品などのお礼の品もいただける魅力的な仕組みです。

■企画政策課 ☎ 582-1162 📠 582-0539

（豊かな市民活動まち応援事業など）

■守山市ふるさと納税サポート室 ☎ 050-5444-6449

（寄附金受領証明書、ワンストップ特例申請書に関することなど）

第8章 活動の周知を支援してほしい

後援名義の使用

後援名義を使用することで、参加者からの信用を得やすくなり、市民に対する周知をしやすいことが期待できます。

守山市および守山市教育委員会の後援名義を使用するには、事前に市の承認を受ける必要があります。申請をされる場合は、申請書に事業計画を添付し、関係課に提出してください。また、事業完了後には、実績報告書を提出する必要があります。

なお、後援名義の承認は、市の施策の推進に寄与すること、法令または公序良俗に反しないこと、営利目的でないことなどを考慮して判断されます。また、承認には時間を要しますので、早めにご相談ください。

広報もりやま掲載

毎月1日と15日発行の広報もりやまの「Information」欄に市民活動や催しなどの記事を掲載することができます。（詳しくは掲載基準をご確認ください。）

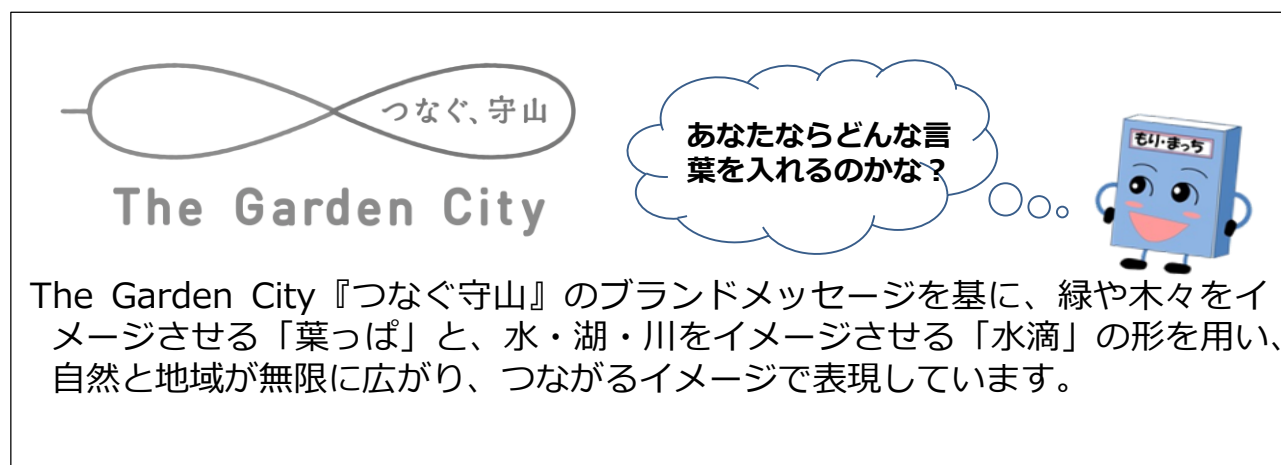
- 掲載できる記事
文化・スポーツ、ボランティア活動等の催しの情報や参加者募集
- 申し込みができる人
原則として、市内で活動をしている方
- 記事内容
タイトルや団体名、日時、場所、費用、連絡先等100文字以内
- 申し込み方法
掲載希望日の1ヶ月前までに掲載申込書を企画政策課広報係まで持参またはメール送付（申込書はホームページに掲載）
※1月1日号には掲載できません。
※締め切りが早まる可能性があります。

■企画政策課広報係 ☎582-1164 📠583-5066

市公式イラスト等の利用

○守山の魅力を発信するロゴデザイン

市内イベントなどのポスターや広報媒体に掲載することにより、様々な場面で守山の魅力発信を行っています。ロゴデザインは3種類あり、あなたの好きな言葉と組み合わせることが出来る「市民参加型」のデザインもあります。



〈使用について〉

使用条件があり使用届が必要となります。企画政策課へご連絡ください。

■企画政策課 ☎582-1162 📠582-0539

○守山市PRキャラクター「もーりー」

守山市のPRキャラクター「もーりー」は、ほたるの妖精で男の子です。

この愛らしいイラストを、市民活動に係るチラシ等に使用することが出来ます。

〈使用について〉

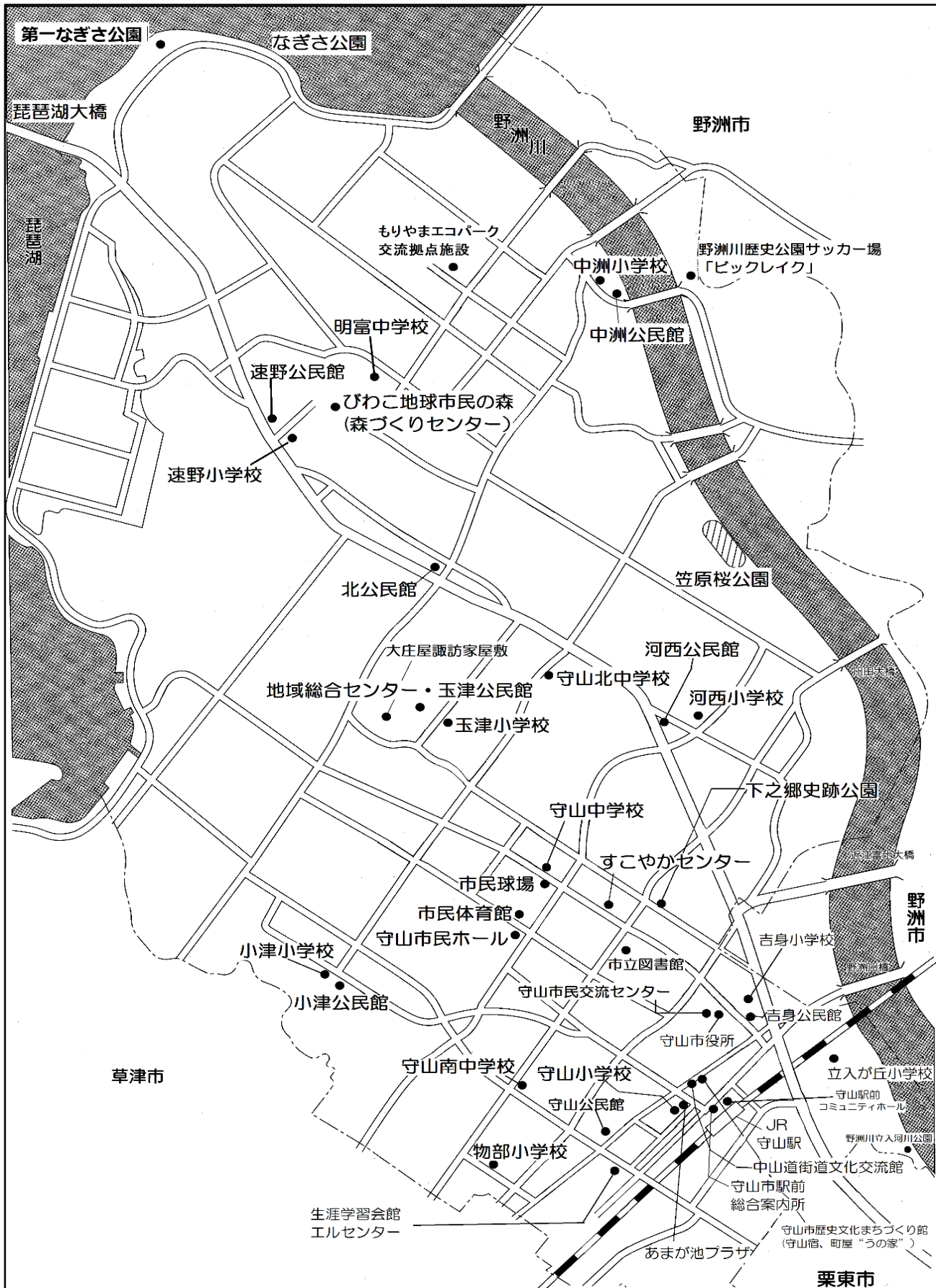
- ・使用条件があり使用届が必要となります。
 - ・守山商工会議所のホームページ（もーりー関連事業）参照。
 - ・お問い合わせは、守山商工会議所へご連絡下さい。



守山市PRキャラクター
「もーりー」

■守山商工会議所■
☎ 582-2425 582-1551

守山市 施設マップ





2023年6月発行

守山市市民協働課

〒524-8585 守山市吉身2丁目5番22号

☎077-582-1149

📠077-583-3911

守山市民交流センター

〒524-0022 守山市守山2丁目16番45号

☎077-583-2975

📠077-583-4654